

市民参画まちづくり支援制度について

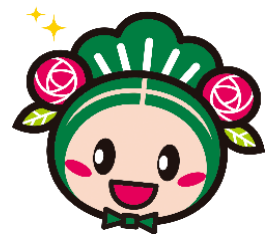
◆制度概要

松原市では、地権者の自発的なまちづくり活動を支援することを目的として、専門知識を有するまちづくりアドバイザーを派遣する制度があります（派遣費用は市負担）。

「後継者問題で悩んでいる営農者が多く、周辺農地一体で将来のまちづくりを検討したい」という方など、地域のまちづくりに興味をお持ちの方は、是非ご活用ください。

◆要件等

対象者	活動区域内の地権者等5名以上で構成されたグループ
支援内容	地域が主催するまちづくり勉強会等の講師としてまちづくりアドバイザーを派遣
派遣回数等の上限	・ 1グループにつき6回 ・ 最初の派遣通知日から2年間
申請時必要書類	・ アドバイザー派遣申請書（様式第5号） ・ グループの構成員名簿 ・ グループの活動区域を示す図面（住宅地図等） ・ グループが目指すまちづくりの概要 等
制度利用の流れ	松原市に事前相談 ▼ アドバイザー派遣申請書の提出 ▼ 松原市がアドバイザーを選考 ▼ アドバイザーによる勉強会実施 ▼ 松原市に結果報告書を提出



※派遣するアドバイザー：大阪府都市整備推進センターに登録された専門家（一級建築士、土地区画整理士、技術士、再開発コーディネーター等）

◆注意事項◆制度の利用には一定の要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

【問合せ】松原市役所（6階） 都市整備部 まちづくり推進課

TEL：072-334-1550（代表）／e-mail：toshiseisaku@city.matsubara.osaka.jp